

【平成 29 年 3 月末現在】

興 産 信 用 金 庫

中小企業金融円滑化法期限到来後の金融円滑化実施状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律「金融円滑化法」は、平成 25 年 3 月末をもって終了しましたが、当金庫では、お客様からの貸付条件変更および新たな借入等のご相談にも積極的に対応しております。

25 年 3 月から 29 年 3 月迄の金融円滑化に対する当金庫の取組状況を以下のとおり報告いたします。

①【債務者が中小企業者である場合】

別表 1 をご覧ください。

(別表 1) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

②【債務者が住宅資金借入者である場合】

別表 2 をご覧ください。

(別表 2) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

以 上

